

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3138966号  
(U3138966)

(45) 発行日 平成20年1月24日(2008.1.24)

(24) 登録日 平成19年12月26日(2007.12.26)

(51) Int.Cl. F 1  
A 4 5 C 7/00 (2006.01) A 4 5 C 7/00 G

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2007-8689 (U2007-8689)  
(22) 出願日 平成19年11月9日(2007.11.9)(73) 実用新案権者 505417437  
三井物産インターファッション株式会社  
東京都港区北青山三丁目6番12号 青山  
富士ビル  
(74) 代理人 100099564  
弁理士 市原 俊一  
(74) 代理人 100090170  
弁理士 横沢 志郎  
(72) 考案者 稲岡 千恵子  
東京都港区北青山3丁目6番12号 三井  
物産インターファッション株式会社内

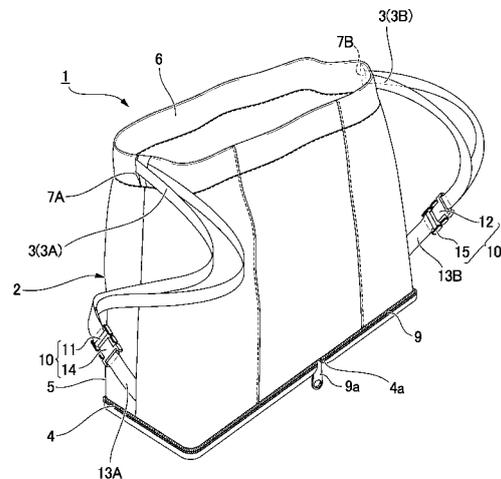
(54) 【考案の名称】 折り畳みバッグ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 不使用時には携帯用に折り畳むことができ、リュックサックのように背負う持ち方が可能な折り畳みバッグを提供する。

【解決手段】 折り畳みバッグ1は、底面4を2つ折りにして底面4の縁に縫合されたスライドファスナー9を閉じることにより、携帯に便利なポーチ状になる。折り畳みバッグ1の開口縁部に設けた紐通し部6に2本の環状紐3A, 3Bを通し、紐通し部6に設けた引き出し口7A, 7Bから環状紐3A, 3Bをそれぞれ引き出す。環状紐3A, 3Bの紐通し部6から引き出された部分に取り付けたソケット部材11とタング部材12を、それぞれ、底面4の近傍に取り付けたタング部材14とソケット部材15に連結し、環状紐3A, 3Bを背負い紐として使用する。

【選択図】 図1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

折り畳み可能な袋状のバッグ本体部と、当該バッグ本体部の開口を巾着状に開閉可能な環状紐と、を備えた折り畳みバッグであって、

前記バッグ本体部の底面の縁に沿ってスライドファスナーが設けられており、前記底面を 2 つ折りにしてその縁同士を重ね合わせて前記スライドファスナーを閉じ合わせることににより、前記バッグ本体部および前記環状紐がケースに収納された状態となり、

前記バッグ本体部の側面の上端縁に沿って前記環状紐を通すための紐通し部が設けられており、当該紐通し部には、前記環状紐を外部に引き出し可能な引き出し口が少なくとも 2 箇所設けられており、

前記環状紐は、前記 2 箇所の引き出し口のそれぞれから引き出されている 2 箇所の引き出し部分に、それぞれ、第 1 着脱部材および第 2 着脱部材が取り付けられており、

前記側面における前記底面の縁近傍には第 3 着脱部材および第 4 着脱部材が取り付けられており、前記第 1 着脱部材と前記第 2 着脱部材のうち、一方を前記第 3 着脱部材に着脱可能に連結すると共に、他方を前記第 4 着脱部材に着脱可能に連結することにより、前記引き出し部分を背負い紐として使用可能であることを特徴とする折り畳みバッグ。

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載の折り畳みバッグにおいて、

前記第 1 着脱部材と前記第 2 着脱部材、および、前記第 3 着脱部材と前記第 4 着脱部材の 2 組は、それぞれワンタッチバックルを構成し、各組を構成する 2 部材のうち、一方がソケット部材であり、他方が前記ソケット部にワンタッチで挿着あるいは取り外し可能なタンク部材であることを特徴とする折り畳みバッグ。

**【請求項 3】**

請求項 1 または 2 に記載の折り畳みバッグにおいて、

前記環状紐は、前記紐通し部に 2 重に通された第 1 環状紐および第 2 環状紐からなり、前記第 1 環状紐と前記第 2 環状紐は、それぞれ異なる前記引き出し口から前記紐通し部の外部に引き出され、前記第 1 環状紐と前記第 2 環状紐のいずれか一方に前記第 1 着脱部材が取り付けられ、他方に第 2 着脱部材が取り付けられることを特徴とする折り畳みバッグ。

**【請求項 4】**

請求項 1 ないし 3 のいずれかの項に記載の折り畳みバッグにおいて、

前記環状紐は平らな帯材からなり、

前記第 3 着脱部材と前記第 4 着脱部材は、前記底面の縁近傍に縫い付けられた前記環状紐と同一素材からなる帯材に取り付けられていることを特徴とする折り畳みバッグ。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は、不使用時には折り畳んでケースに収納することができる携帯用の折り畳みバッグに関するものである。

**【背景技術】****【0002】**

従来、収納用のケースが一体化されている折り畳みバッグとしては、特許文献 1 のようなものが提案されている。特許文献 1 のバッグは、上部が開いた折り畳み可能な袋状のバッグ本体の底部が、底板兼用のケース部材になっている。この底板兼用のケース部材の縁部にはスライドファスナーが取り付けられているので、ケース部材を 2 つ折りにすれば、スライドファスナーを閉じ合わせてポーチ状にすることができる。従って、このバッグでは、バッグ本体を折り畳んで底板兼用ケース部材の上にまとめてから、底板兼用ケース部材を 2 つ折りにしてスライドファスナーを閉めることにより、コンパクトなポーチ形状にして携帯することができる。

**【0003】**

10

20

30

40

50

特許文献1に記載のバッグは、バッグ本体の底板部分がケース部材になるため、バッグ本体をその上に折り畳んでまとめる作業が容易である。また、底板部分に硬質部材等を用いることにより、バッグとして使用する時に底板部分の強度が高くなり、収納物が型崩れしなくなる。また、バッグとして使用する時にケース部材がバッグの側面部分（内側あるいは外側）に張り付いた状態にならないので、収納物の出し入れに支障がなく、また、外観上もケース部材が目障りにならない。

【特許文献1】実用新案登録第3091594号公報

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、特許文献1のバッグは、バッグ本体の縁に持ち手部材が縫合されており、手提げ用のバッグとしてしか使用することができない。従って、特許文献1のバッグを持ち運ぶときには常に手に持っていなければならず、荷物が重くなるとバッグを持つ手に負担がかかると共に、バッグを持つ手の自由が制限されてしまう。また、特許文献1のバッグは、バッグの口を塞ぐことができないため、収納物が上から見えてしまったり、収納物が外部にこぼれ落ちてしまう可能性がある。

【0005】

本考案の課題は、以上のような点に鑑みて、バッグ本体の底板部分がケース部材となるように構成され、不使用時には携帯用に折り畳むことができる折り畳みバッグにおいて、リュックサックのように背負う持ち方が可能で、且つ、バッグの口を塞ぐことが可能な折り畳みバッグを提案することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記の課題を解決するために、本考案の折り畳みバッグは、

折り畳み可能な袋状のバッグ本体部と、当該バッグ本体部の開口を巾着状に開閉可能な環状紐と、を備えた折り畳みバッグであって、

前記バッグ本体部の底面の縁に沿ってスライドファスナーが設けられており、前記底面を2つ折りにしてその縁同士を重ね合わせて前記スライドファスナーを閉じ合わせることで、前記バッグ本体部および前記環状紐がケースに収納された状態となり、

前記バッグ本体部の側面の上端縁に沿って前記環状紐を通すための紐通し部が設けられており、当該紐通し部には、前記環状紐を外部に引き出し可能な引き出し口が少なくとも2箇所に設けられており、

前記環状紐は、前記2箇所の引き出し口のそれぞれから引き出されている2箇所の引き出し部分に、それぞれ、第1着脱部材および第2着脱部材が取り付けられており、

前記側面における前記底面の縁近傍には第3着脱部材および第4着脱部材が取り付けられており、前記第1着脱部材と前記第2着脱部材のうち、一方を前記第3着脱部材に着脱可能に連結すると共に、他方を前記第4着脱部材に着脱可能に連結することにより、前記引き出し部分を背負い紐として使用可能であることを特徴としている。

【0007】

本考案では、このように、バッグ本体部の底面の縁にスライドファスナーが設けられているので、底面を2つ折りにしてスライドファスナーを閉めるだけで、ポーチ状のケースを形成してこのケース内にバッグ全体を収納することができる。よって、携帯に便利である。また、ファスナーを開くだけでバッグが展開されるので、ケースの中からバッグ本体部を引きずり出す必要がなく、バッグ形状への展開作業が容易である。また、収納時も底面の上にバッグ本体部を適当にまとめて2つ折りにするだけでよいので、ケースへの収納作業が容易である。また、底面部分に強度の高い素材を使用すれば、バッグの底部に収納した収納物を型崩れしないように支持することができる。

【0008】

また、本考案では、バッグの上端縁（開口縁部）を巾着状に開閉することができる環状紐を設けているが、この環状紐の一部を紐通し部から引き出して、引き出した部分に着脱

10

20

30

40

50

部材を取り付けて、底面の縁に取り付けた着脱部材と着脱可能にしている。従って、この環状紐を背負い紐として使うことができる。よって、バッグを持つ手の自由が制限されない使い方ができる。また、環状紐を引き締めてバッグの開口を閉じることができるので、収納物が上から見えたりこぼれおちたりすることがない。よって、使い勝手が向上する。

【0009】

本考案において、前記第1着脱部材と前記第2着脱部材、および、前記第3着脱部材と前記第4着脱部材の2組は、それぞれワンタッチバックルを構成し、各組を構成する2部材のうち、一方がソケット部材であり、他方が前記ソケット部にワンタッチで挿着あるいは取り外し可能なタング部材であるような構成にするとよい。このように、環状紐をワンタッチバックルで着脱すれば、環状紐の連結あるいは連結解除を容易かつ速やかに行うことができる。よって、折り畳みバッグを背負えるバッグにする作業を容易かつ速やかに行うことができる。

10

【0010】

本考案において、前記環状紐は、前記紐通し部に2重に通された第1環状紐および第2環状紐からなり、前記第1環状紐と前記第2環状紐は、それぞれ異なる前記引き出し口から前記紐通し部の外部に引き出され、前記第1環状紐と前記第2環状紐のいずれか一方に前記第1着脱部材が取り付けられ、他方に第2着脱部材が取り付けられた構成にするとよい。このように、2本の環状紐を用いれば、背負い紐として使用する場合に左右の背負い紐の長さを容易に揃えることができる。また、収納物の重さによって自然に環状紐が引き締まって緩みにくい状態になるので、バッグの開口を確実に閉じることができる。

20

【0011】

本考案において、前記環状紐は平らな帯材からなり、前記第3着脱部材と前記第4着脱部材は、前記底面の縁近傍に縫い付けられた前記環状紐と同一素材からなる帯材に取り付けられているとよい。このように、環状紐として帯材を用いれば、背負い紐として使用したときに荷重を線でなく面で支持できるので、背負い紐を掛ける肩に負担がかからないようにすることができる。

【考案の効果】

【0012】

本考案によれば、底面を2つ折りにしてスライドファスナーを閉めるだけで、ポーチ状のケース内にバッグ全体を収納することができるので、バッグ形状への展開作業およびケースへの収納作業が容易であり、携帯に便利な折り畳みバッグとなる。また、環状紐を底面の縁に連結可能であるので、背負い紐として使うことができる。また、環状紐を引き締めてバッグの開口を閉じることができるので、収納物が上から見えたりこぼれおちたりすることがない。よって、使い勝手が向上する。

30

【考案を実施するための最良の形態】

【0013】

以下に、図面を参照して、本考案を適用した折り畳みバッグの実施の形態を説明する。

図1は本実施の形態に係る折り畳みバッグの斜視図であり、図2は折り畳みバッグを携帯用に折り畳んだ状態を示す斜視図である。

【0014】

40

(折り畳みバッグの全体構成)

折り畳みバッグ1は、上部が開口した袋状のバッグ本体部2の開口縁部を環状紐3で引き締めたり緩めたりすることにより、巾着状に開閉できるようになっている。バッグ本体部2は、長方形の底面4と、底面4の縁に接続される側面5とから構成されている。

【0015】

側面5は、折り畳み自在な柔軟性のある布材で形成され、例えば、ナイロン、ポリエステル等の素材が用いられている。側面5の上端縁は三つ折りに折り返されて縫合されており、この折り返し部分が、環状紐3を通すための紐通し部6になっている。

【0016】

環状紐3は、帯状のテープ材の端部を縫合して環状にしたものである。環状紐3には、

50

例えばナイロンベルトやポリエステルベルトなどの帯状織物が用いられる。本実施形態では、環状紐3として2本の環状紐3A, 3Bを用いている。つまり、紐通し部6には、2本の環状紐3A, 3Bを重ねて2重に通してある。また、紐通し部6には、バッグ本体部2の開口縁における左右の端部の位置に、それぞれ、環状紐3Aを外部に引き出すための引き出し口7Aと、環状紐3Bを外部に引き出すための引き出し口7Bが形成されている。引き出し口7A, 7Bから環状紐3A, 3Bの一部を引き出してそれぞれ左右に引っ張ると、バッグ本体部2の開口縁部(側面5の上端縁部)が巾着状に引き締められる。

**【0017】**

バッグ本体部2の底面4は長方形であり、例えば、所定の強度を有する補強用の芯材を側面5と同一の素材からなる布材で包んで形成されている。底面4は2つ折り可能な構成であり、例えば、芯材として屈曲可能な素材を用いたり、2つ折りする際の折れ線の位置で芯材を2つに分割するなどの構成になっている。また、底面4には、その縁に沿って全周にスライドファスナー9が縫い付けられている。スライドファスナー9は、底面4を2つ折りにした状態で、重なり合った部分を閉じ合わせることができる。スライドファスナー9を閉じると底面4は矩形のポーチ状になる。

10

**【0018】**

底面4の縁には、2つ折りにする際の折れ線の位置に、底面4の中央に向かって凹んだ切り欠き部4aが設けられている。スライドファスナー9は、この切り欠き部4aの両側において底面4の中心に向かって曲がって取り付けられており、切り欠き部4aの中央では、スライドファスナー9が向かい合って取り付けられている。従って、この切り欠き部4aの中央に、スライドファスナー9を開閉するための開閉摘み9aを取り付けることができる。

20

**【0019】**

折り畳みバッグ1を携帯用の形状にするためには、以下のようにする。まず、底面4を折り畳んでいない状態で、その上に、バッグ本体部2の側面5や環状紐3などを、底面4の縁からはみ出さない程度に適当に折り畳んで載せる。そして、底面4を2つ折りにして、開閉摘み9aを引っばってスライドファスナー9を端から端まで閉じ合わせる。これにより、ポーチ状の底面4の内部に、側面5や環状紐3などがはみ出さないように収納され、図2に示すような携帯に便利なコンパクトな形状になる。

**【0020】**

一方、折り畳みバッグ1をバッグの形状に展開するためには、開閉摘み9aを収納時とは逆方向に引っばってスライドファスナー9を端から端まで開けるだけでよい。スライドファスナー9を開けて2つ折りになった底面4を平らにすれば、直ちに、底面4の上に折り畳まれた側面5や環状紐3などが載った状態になるので、環状紐3を持ち上げるだけで、直ちにバッグとして使用できる。

30

**【0021】**

(折り畳みバッグを背負えるバッグにするための構成)

次に、本実施形態の折り畳みバッグ1を、リュックサックのような背負えるバッグの形態にするための構成について説明する。

**【0022】**

本実施形態の折り畳みバッグ1では、バッグ本体部2の開口縁部において環状紐3Aが引き出し口7Aから左側に引き出されているが、この引き出された部分の先端には、ワンタッチバックル10のメス型部材であるソケット部材11が取り付けられている。一方、引き出し口7Aから右側に引き出された環状紐3Bの先端部分には、ワンタッチバックル10のオス型部材であるタング部材12が取り付けられている。

40

**【0023】**

一方、側面5における底面4の縁の近傍には、環状紐3A, 3Bと同一素材の帯状のテープ材13A, 13Bが、異なる場所に2本縫い付けられている。2本のテープ材13A, 13Bは、それぞれ、引き出し口7A, 7Bの下方における底面4の縁近傍に縫い付けられている。テープ材13Aには、タング部材12と同一形状のタング部材14が取り付け

50

けられており、テープ材 1 3 B には、ソケット部材 1 1 と同一形状のソケット部材 1 5 が取り付けられている。

【 0 0 2 4 】

ソケット部材 1 1 とタング部材 1 4、および、ソケット部材 1 5 とタング部材 1 2 は、それぞれ、2 部材で 1 組のワンタッチバックル 1 0 を構成しており、ワンタッチで着脱可能である。ソケット部材 1 1、1 5 とタング部材 1 2、1 4 には、公知の様々なワンタッチバックルの形状を適用できる。例えば、ソケット部材 1 1、1 5 に形成された挿入部にタング部材 1 2、1 4 の先端を押し込んでその先端の係合突起をソケット部材 1 1、1 5 の係合凹部に係合させ、ソケット部材 1 1、1 5 とタング部材 1 2、1 4 を引っ張っても外れないように連結することができる。また、タング部材 1 2 に設けられた係合解除突起を押圧して係合突起と係合凹部の係合を解除することにより、タング部材 1 2、1 4 をソケット部材 1 1、1 5 からワンタッチで取り外すことができる。

10

【 0 0 2 5 】

折り畳みバッグ 1 を、図 1 に示すリュックサックのような背負えるバッグの形態にするには、ソケット部材 1 1 をタング部材 1 4 と連結し、タング部材 1 2 をソケット部材 1 5 と連結すればよい。これにより、環状紐 3 A は、バッグ本体部 2 における開口縁部から引き出され、その先端部分が底面 4 の近傍に連結されるので、バッグ本体部 2 の左側において、環状紐 3 A が肩掛け紐の形態になる。同様に、バッグ本体部 2 の右側において、環状紐 3 B が肩掛け紐の形態になる。

【 0 0 2 6 】

これにより、バッグ本体部 2 の左右に 2 本の肩掛け紐を設けることができ、折り畳みバッグ 1 は、リュックサックのような背負えるバッグの形態になる。なお、環状紐 3 A、3 B のいずれか 1 本だけを肩掛け紐の形態にして、背負わずに肩にかけて使用してもよい。

20

【 0 0 2 7 】

( 本実施形態の効果 )

本実施形態の折り畳みバッグ 1 は、底面 4 の上にバッグ本体部 2 の側面 5 や環状紐 3 をはみ出さない程度に適当に載せて、底面 4 を 2 つ折りにしてスライドファスナー 9 を閉めるだけで、容易かつ速やかに、ポーチ状のケース内にバッグ全体を収納して携帯に便利なコンパクトな形状にすることができる。また、折り畳みバッグ 1 の展開作業はスライドファスナー 9 を開けるだけで良いので、容易かつ速やかに折り畳みバッグ 1 を使用可能にすることができる。また、底面 4 の芯材に強度の高い素材を使用することにより、折り畳みバッグ 1 を使用する際には、バッグの底部に収納した収納物を型崩れしないように支持することができる。

30

【 0 0 2 8 】

本実施形態では、環状紐 3 A、3 B を引き締めてバッグ本体部 2 の上端の開口を閉じることができるので、バッグの収納物が上から見えたりこぼれおちたりすることがなく、使い勝手が良い。また、環状紐 3 A、3 B を紐通し部 6 に 2 重に通して紐通し部 6 の左右から引き出しているため、収納物が重ければ、環状紐 3 A、3 B が逆方向に引っ張られて自動的にバッグの開口が閉まるようになっている。

【 0 0 2 9 】

本実施形態では、環状紐 3 A、3 B の先端をそれぞれ底面 4 の縁の近傍に連結して背負い紐の形態にすることができる。よって、リュックサックのような背負えるバッグの形態にすることができる。また、2 本の環状紐 3 A、3 B を使用してそれぞれ左右の背負い紐として用いることにより、左右の背負い紐の長さを自動的に揃えることができる。

40

【 0 0 3 0 】

( 改変例 )

上記実施形態では、2 本の環状紐 3 A、3 B を用いていたが、環状紐を 1 本にして、引き出し口 7 A、7 B から同一の環状紐の左側部分と右側部分をそれぞれ引き出し、引き出した先端部分にソケット部材 1 1 とタング部材 1 2 を取り付け構成にしてもよい。このような構成であっても、2 本の環状紐 3 A、3 B を用いた場合と同様に環状紐を背負い紐

50

状にすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0031】

【図1】本考案を適用した折り畳みバッグの斜視図である。

【図2】折り畳みバッグを携帯用に折り畳んだ状態を示す斜視図である。

【符号の説明】

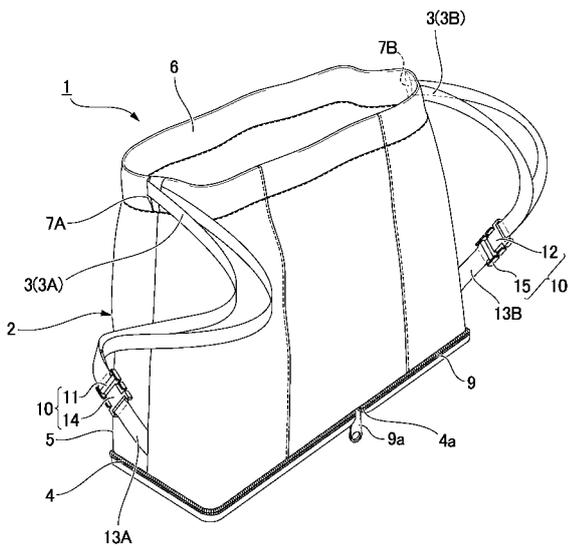
【0032】

- 1 折り畳みバッグ
- 2 バッグ本体部
- 3, 3A, 3B 環状紐
- 4 底面
- 4a 切り欠き部
- 5 側面
- 6 紐通し部
- 7A, 7B 引き出し口
- 9 スライドファスナー
- 9a 開閉摘み
- 10 ワンタッチバックル
- 11, 15 ソケット部材
- 12, 14 タング部材
- 13A, 13B テープ材

10

20

【図1】



【図2】

